

小規模企業者小口簡易資金融資制度のご案内

「小規模企業者小口簡易資金」は小規模事業者の方々に無担保・無保証人で資金調達の機会をご提供する制度です。

融資対象者

常時使用する従業員が20人以内（商業・サービス業は5人。ただし、サービス業のうち宿泊業、娯楽業及び医業を主たる事業とする法人については20人）で、融資申込額を含めて保証協会の保証債務残高が2,000万円以内の法人及び個人

融資限度額

2,000万円
※既存の保証協会保証付融資残高を含む

融資期間

運転資金：5年以内
設備資金：7年以内
※運転・設備を同時に借り入れる場合、
貸付額の構成比で償還期間を按分

融資利率

年1.5%
(別途信用保証料が必要)

担保・保証人

・無担保・無保証人
(法人の場合の代表者を除く)
(保証協会の保証付)

信用保証料率

年0.5%から1.2%
(経営状況により決定されます)

取扱金融機関

滋賀銀行（市内の各支店及び今津支店）
長浜信用金庫（本店及び市内の各支店）
大垣共立銀行（長浜支店）
関西アーバン銀行（市内の各支店）

融資決定

市が設置する審査会で融資の可否を審議し決定します。

その他

- ・同一年度内の借入申込は3回まで
- ・同一小規模企業者の借入は3口まで



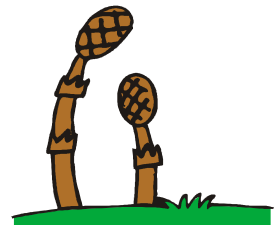
裏面も
ごらんください

資格要件（すべて満たしている必要があります）

- ・個人の場合は、住所を長浜市に置いている方。
- ・法人の場合は、登記簿上主たる事業所（本店・本社所在地）が長浜市にある法人。
- ・滋賀県内で1年以上継続して同一事業を営んでいること。
- ・納入期日の到来している市税を完納していること。
- ・過去2年以内に金融機関から取引停止処分を受けていないこと。
- ・代位弁済を受けたことがないこと又は代位弁済を受けてその債務を完済していること。
- ・国、県及び市（小口簡易資金他）の制度資金に延滞がないこと。
- ・小口簡易資金で既存借入がある場合、申込日時点で、直近1年（12回）以上元利返済を遅延なくしていること。
（小口簡易資金を県のセーフティネット資金により借換している場合、融資実行日より1年以上経過していれば申込可能。）

融資実行までの流れ（概ね1か月前後）

- ①事前相談
- ②申込用紙記入
- ③申込書（添付書類を含む）の提出（毎月15日、末日締切）
- ④申込内容についての調査（現地確認）
- ⑤金融審査委員会（毎月10日、25日頃）
- ⑥貸付決定
- ⑦金融機関・保証協会手続き（保証協会で別審査あり）
- ⑧貸付実行



ご相談やお申し込みは最寄りの商工会議所・商工会へ

- ・長浜商工会議所（高田町10-1、TEL62-2500）
- ・東浅井商工会 本所（内保町2843、TEL74-0194）
- ・びわ商工会（落合町680-3、TEL72-4349）
- ・長浜北商工会（木之本町木之本1952、TEL82-5051）



お問い合わせ

長浜市役所 商工振興課
（八幡東町632番地、TEL65-8766）

